

「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
1			名称	環境省がガイドラインを作成することは、発行体・投資家の理解を促進するため有益であるが、一方で、環境省名による「ガイドライン」として発出された場合、記載に反した場合に法令違反となる恐れのある所管法令の実務指針に近い性質のものであるとの印象を与えかねず、発行体及び投資家が委縮する可能性も考えられる。このため、「ガイドライン」の呼称を「ガイダンス」等に変更してはどうか。	ご趣旨を踏まえ、記載に反した場合に法令違反となるという性質を有するものではないことを明記することといたします。
2			全体	この「ガイドライン骨子」の主語は誰か。	本ガイドライン骨子案は、環境省の委嘱を受けた委員から構成される平成28年度グリーンボンドに関する検討会が作成したものであり、今後、当該検討会においてとりまとめを行う予定です。なお、検討会のとりまとめを踏まえて、環境省がグリーンボンドガイドライン(仮称)を策定する予定です(平成28年度グリーンボンドに関する検討会第1回資料3参照)。
3			全体	この「ガイドライン骨子」の法的根拠は何か。	環境省は、環境の保全の観点から、海外と比べ我が国における普及が十分とはいえないグリーンボンドをさらに国内で普及させることを目的とし取組を行ってきており、その一環として、平成28年度グリーンボンドに関する検討会に、グリーンボンドガイドライン(仮称)の内容等の検討を委嘱しました。検討会のとりまとめを踏まえて、環境省がグリーンボンドガイドライン(仮称)を策定する予定です。このようなガイドライン等の策定は、環境省設置法第4条第1項第21号及び第22号により、環境省の所掌事務として行っているものです(同様の事例として、「環境会計ガイドライン2005年版」等があります。)。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
4			全体	<p>本ガイドラインは、グリーンボンド原則との整合性に配慮していると言いつつも、一部拡張されているように見受けられ、今後、市場関係者の間でさらに拡大解釈されて広がってしまう恐れが十二分にある。</p> <p>国際的に認知され、広く使われている基準であるGBPがある中で、日本独自のガイドラインを作成することは、日本のグリーンボンド市場がダブルスタンダードと見なされ、日本市場のガラパゴス化を招来する恐れがあることから、このような形でのガイドラインの作成はより慎重に行うのが適切ではないか。</p>	<p>本ガイドライン骨子案の内容等の検討に当たりましては、ご指摘のような「ガラパゴス化」を招くことを回避するため、グリーンボンドの市場において国際的に広く認知されているグリーンボンド原則との整合性に十分に配慮するとともに、「グリーンボンド原則」に関する知見を有する欧米の市場関係者との間での意見交換を行うなど、慎重に検討を行ってきたところです。</p> <p>また、本ガイドライン骨子案においては、今後の状況変化に応じ、内容を改定していく旨を記載しており、このような改定の際ににおいても、「グリーンボンド原則」との整合性に十分配慮し、精査することが重要と考えます。</p>
5			全体	<p>国がガイドラインという形式で公表することのメリット・デメリットについて、環境省はどのように考えているのか。ガイドラインの作成は民間の市場関係者に大きな影響を与える恐れがあるため、民間の市場関係者(業界団体等を含む。)と十分な議論をすることが必要ではないか。</p>	<p>グリーンボンドガイドライン(仮称)により、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の削減が両立され、もって我が国におけるグリーンボンドの普及が図されることを期待しております。また、本ガイドライン骨子案の内容等について十分にご議論いただくため、市場関係者等を委員とする「グリーンボンドに関する検討会」を開催しており、さらに、このようなパブリックコメントを通じて、市場関係者等からのご意見をお伺いしているところです。</p>
6			全体	<p>具体的な事例は一切削除するか、事例をあげるのであれば、制限的なものにせず、相当な幅をもって解釈するべきものであることをより明確にすることを工夫すべき。</p> <p>企業が行う事業を想定した例示が目立ち、個人に密接に関連する事業等に関する記述が少ないので、個人、住宅、暮らしといった視点から、全体的にバランスのとれた記述とすべき。国内ではグリーンボンドとして発行された証券化商品の実例はないが、省エネ性能の高い住宅の住宅ローン等を裏付けとする証券化商品は、グリーンボンドとして認められるものと考える。</p> <p>グリーンボンド原則における「bond」は、社債等の債券に限定するものではなく、信託受益権等が含まれるものであり、そうした趣旨が明確に伝わるようにすべき。</p>	<p>ご趣旨を踏まえ、具体的な事例があくまで例示であり、制限的に解釈されないよう、可能な限り表現を工夫させていただきます。</p> <p>また、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においてもネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及が位置づけられており金融面からもこうした取組を支援する必要があることから、ご趣旨を踏まえ、モデルケースを修正することといたします。</p> <p>また、「第2章1. グリーンボンドとは」の項目において、「グリーン証券化商品」がグリーンボンドに含まれる旨を紹介しております。</p>

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
7			全体	<p>本骨子案の記述は、金融機関(政策金融機関を含む)、事業を行う企業、地方公共団体、更には、プロジェクトファイナンスの推進主体としてのSPCが債券を発行することにより調達した資金を企業や自治体による事業に用いることを想定した内容に偏重している。</p> <p>また、証券化商品(GBPでいう“Green Use of Proceeds Securitized Bond”)を想定した具体的な事例が、第2章のグリーンボンドの種類を解説した箇所を除き、一切挙げられていない。</p> <p>これらを踏まえ、全般にわたり、家計・消費者、住宅、証券化商品に関連する記述を増やすことで、ガイドラインがバランスのとれた内容になるよう要望する。</p>	<p>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においてもネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及が位置づけられており金融面からもこうした取組を支援する必要があること、及び、海外においても証券化商品の事例が見受けられることから、ご趣旨を踏まえ、モデルケースを修正することいたします。</p>
8			全体	<p>各項目、プロセス毎にグリーンボンドに関連した事例が記載されており、それらは、プロセスの内容の理解を助けることが目的と考えられるが、事例が選択された背景やどのような理由で選択された等が不明である。ガイドラインに記載されるグリーンボンドの事例の内容及び記載方法について、事例の引用理由、網羅性、バランス、わかりやすさの観点から改善してほしい。</p>	<p>具体的な事例については、グリーンボンドに関する検討会における議論、国内外のグリーンボンドの発行事例、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)等の政府方針等を参考に記載をしているものです。網羅性の確保を目指して記載をしているものではありませんが、これらの具体的な事例が限定的に解釈されることを防ぐため、あくまで例示である旨を明記することいたします。</p>
9			全体	<p>資金使途をグリーンプロジェクトに紐づけした債券だけではなく、地球温暖化や環境破壊等の環境問題改善に取組実績のある企業が発行する債券そのものを、グリーンボンドとして認定するような基準を策定してもらいたい。</p> <p>また、このような企業が発行する債券に投資を行うことが、ESG投資の一環と見做すことが出来るような基準・枠組みも検討して欲しい。</p> <p>加えて、ICMAで設定するような資金使途毎の管理報告手続を省き、従来のESG活動レポート等で充足できるようにするなど、ICMAの基準だけではなく日系企業の実態に即するような柔軟な基準を設けてほしい。</p>	<p>環境問題の改善に取組実績のある企業が発行する債券の調達資金のすべてが、必ずしもグリーンプロジェクトに充当されるとはいえないことから、ご指摘のような基準の策定は困難と考えられます。</p> <p>このような企業が発行する債券への投資がESG投資に該当するかどうかについては、本検討の趣旨を超えるものと存じますが、環境省において、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>グリーンボンドにより調達した資金の管理、報告手続を省略すれば、資金がグリーンプロジェクトに充当されているのか否か、また、グリーンプロジェクトにより環境改善効果がもたらされているのか否かについての透明性が確保されないことから、そのような債券は国際的にもグリーンボンドとは認められない可能性が高いと考えられます。</p>

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
10	4	1		「最終的には市場における評価と選択に委ねられる」の対象が明確ではないのではないか。	ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。
11	4	16		国際的にグリーンボンドとして認められ得るためには、グリーンボンド原則に沿ったフレームワークに則り、かつ、投資家及び評価機関から受入られることが重要であり、その諸条件は時々刻々と変化するので、本ガイドラインの項目に「形式的に」合致したことをもって国際的にグリーンボンドとして認められるとの誤解を招かないことが重要と考えられる。一方、発行体及び投資家が委縮する懸念を払拭するため、「べきである」と記載されている事項の全てに厳密な対応を行わないと国際的にグリーンボンドと認められない訳ではない旨を明記することが望ましい。	ご趣旨を踏まえ、投資家その他の市場関係者の中には様々な考え方があり、個別のグリーンボンドに関する評価は、投資家その他の市場関係者がそれぞれの考え方に基づき行うものであることを注記させていただきます。
12	4	18		グリーンボンドが対象とする環境分野は多岐にわたっており、必ずしも定量的に評価、モニタリングできるものばかりでもないことも鑑みれば、モニタリング、レポーティング、検証(いわゆるMRV)は、むしろ堅牢に設計し義務付けられるべき。また、必ずしも十分な専門知識を持つとは限らない市場プレイヤーであっても十分な環境十全性が担保される仕組みを最初から整えることは、健全なグリーンボンド市場の育成にとり極めて重要。このため、「本ガイドラインは、(中略)All or Nothingの立場には立っていない」という記述及びそれに伴った具体的項目は削除すべき。	国内におけるグリーンボンドの普及の観点からは、本ガイドラインの要求事項の全てに完全には準拠していないとも環境改善効果がある債券の有用性は否定すべきではないと考えられ、グリーンボンドに関する検討会においても委員より同様の意見があったことを踏まえ、当該記載をしているものです。
13	4	18		必ずしもGBPには基づかないものの、良い環境効果をもたらす債券の発行を促すことは、日本のグリーン投資を促進することにつながり、有意義なものと考えられるが、市場の混乱を防ぎ、海外からの信頼低下を防ぐため、このような、GBPに従わない債券の発行は、グリーンボンドとは峻別して取り扱うことが適切と考えられ、その意味では、名称も「グリーンボンド」ではない名称を冠すべきではないか。	本ガイドライン骨子案では、「…環境改善効果の評価や、当該評価結果の投資家へのレポーティングが十分ではなくとも、調達資金が環境改善効果のある事業に確実に充当されるのであれば、発行体が本ガイドラインを参考にして試行的に債券を発行し、…」と記述しております。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
14	4	21		<p>「環境改善効果の評価やレポートингが十分ではなくとも、調達資金が環境改善効果のある事業に確実に充当されるのであれば」との記述があるが、「事業評価やレポートингが十分でない場合」に「資金が確実に充当され」ているかどうかは、誰が判断するのか。</p> <p>グリーンボンドは、通常、市場の一般投資家が購入者になると考えられるが、評価やレポートингが不十分だと、投資家は判断できず、そのような債券は発行されても投資対象にならないのではないか。</p>	<p>ご指摘の箇所は、「環境改善効果の評価」及び「環境改善効果の投資家へのレポートинг」という趣旨ですが、ご指摘を踏まえ、「調達資金の管理に関するレポートингが不十分」との趣旨であるといった誤解が生じないように修正をさせていただきます。</p>
15	4	22		<p>「試験的に債券を発行し、(中略)知見を蓄積すること」を目的としたグリーンボンドの発行を認めるのであれば、①試験的であることが明示的にわかるような仕組みとすべき。②試験的である以上、時限的な仕組みとして、確実に環境十全性が担保された債券のみがグリーンボンドとして流通する市場の形成を目指すべき。</p>	<p>発行体が情報開示を進めることや、外部機関によるレビューが活用されることにより、試験的であることがわかりやすく投資家その他の市場関係者に伝わるような環境が構築されることを期待しております。また、試行的な債券の発行を通じてグリーンボンド発行に向けた知見を蓄積し、将来のグリーンボンドガイドライン(仮称)に準拠したグリーンボンド発行を目指すべき旨を記載させていただいております。</p>
16	4	23		<p>本ガイドラインにより日本独自にグリーンボンドを定義することが目的ではないとの前提であれば、「本ガイドラインを参考にした試験的な債券発行」は将来的な「グリーンボンド原則に準拠したグリーンボンド発行」につながるものとすることがふさわしいのではないかと考えられるため。「本ガイドラインに準拠したグリーンボンド発行」を「グリーンボンド原則に準拠したグリーンボンド発行」に変更してはどうか。</p>	<p>グリーンボンド原則に記載された事項に準拠するグリーンボンドの発行促進に関し、我が国のグリーンボンドガイドラインにおいて記載するのは適切ではないと考えます。</p>
17	4	26		<p>他の部分の表現と平仄を取るため、「投資家その他の市場関係者～」を「発行体、投資家その他の市場関係者～」に変更してはどうか。</p>	<p>ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。</p>
18	4	29		<p>グリーンウォッシュ債券が出回ることに関する市場の牽制を働かせるためには、発行体による情報開示や投資家等の評価に関する知見が蓄積され、それが関係者に活用されるようなしくみが重要ではないか。</p>	<p>ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。</p>

「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
19	5	2		「通常の」は「債券」にかかるのか「リスク」にかかるのかが不明である。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
20	5	15		「第3章において「考えられる」と表記した項目は、」の後に「それを満たさなくともグリーンボンドと称することは問題がないと考えられるが、本ガイドラインとしての」を追加してはどうか。	ご趣旨を踏まえ修正させていただきます。
21	6	6		Green Use of Proceeds Bondの訳が、「グリーン・コーポレートボンド」となっているが、説明にもあるとおり、発行体には企業以外も含まれており、混乱を招きかねない(地方自治体がグリーンボンド発行した場合も「グリーン・コーポレート・ボンド」となるなど)ため、表現を精査することが望ましいのではないか。	ご趣旨を踏まえ、修正させていただきます。
22	6	10		日本の地方財政制度の下では、公営企業がレバニュー債を発行することは想定されていないが、この表記の仕方ではグリーンプロジェクトに充当する場合、発行可能なようにも読み取れ、混乱を招きかねないのではないか。 また、GBPの説明では、公営企業(public enterprises)という言葉はそもそも用いられておらず、あえて日本版ガイドラインで表記する必要はないのではないか。	ご趣旨を踏まえ、修正させていただきます。
23	6	23		Green Use of Proceeds Securitized Bond の解説中、「例えば、ソーラーパネルや省エネ性能の高い機器」とあるのは「例えば、ソーラーパネルや省エネ性能の高い機器、省エネ性能の高い住宅」としてはどうか。また、「融資債権を担保とするABS」とあるのは「融資債権等を裏付けとするABS」としてはどうか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
24	6	23		省エネ住宅向けローンやクリーンエネルギーのオートローン等を裏付けとしたグリーン証券化商品について、十分に検討してほしい。	ご趣旨を踏まえ、モデルケースの一つにおいて証券化商品を取り上げることいたします。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
25	8	1		発行体の所属国、発行地域の定義を明確にするため、「グリーンボンドの発行地域は、当初、…」を「グリーンボンドの発行体の所属国・地域は、当初、…」と修正してはどうか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
26	10	16		本ガイドライン(P6等)でも想定されている通り、社債や地方債だけでなく、証券化商品等での調達も想定されるため、「…、通常の社債や地方債の発行手続きに加えて…」を「…、通常の社債や地方債、証券化商品等の発行手続きに加えて…」と修正してはどうか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
27	11	3		GBPではshouldが使用されているものの、可能な場合には定量評価を行うとの趣旨であるため、本ガイドラインにおける「推奨する事項」とした方がよいと考えられるため、「可能な場合には定量化すべきである。」を「可能な場合には定量化することが望ましい。」に変更してはどうか。	ご趣旨を踏まえ修正させていただきます。
28	11 20	13 10		資金使途/情報開示事項として「プロジェクト」という表現が使われているが、その上位分類として「カテゴリー」という形を入れてはどうか。	開示事項については、グリーンボンド原則においても、「グリーンボンドによる調達資金が充当されたプロジェクトのリスト」「プロジェクトの概要」「充当した資金額」「期待される環境改善効果」があげられており(グリーンボンド原則P4)、「カテゴリー」という言葉は明示されていないため、開示事項としてあげる項目としては、原案のとおりとすることが適当と考えます。一方、開示情報の例の箇所においては、ご指摘を踏まえ、本ガイドライン骨子案P11～13で掲げた事業区分をも掲げることいたします。
29	11	16		住宅ローン等の借手が、住宅に発電設備等を設置する行為は一般には「事業」と理解されていないと思われるところ、こうした個人が行う行為も含まれることを明らかにして欲しい。このため「1)再生可能エネルギーに関する事業(発電、送電、機器を含む。)」の例として、最初に挙げられている「太陽光、…により発電を行う事業」の後に「(個人が住宅等に設置して行う場合を含む)」を追加してほしい。	当該部分は、グリーンプロジェクトの具体例を示す部分であり、事業の主体を記載することとはしていないため、原案のとおりとさせていただきます。なお、「太陽光…により発電を行う事業」には、例えば、個人等が自らの住宅等に太陽光パネルを設置し、太陽光により発電を行うことを含むものと考えております(ただし、当該行為が他の法令に規定する「事業」に該当するか否かについて、本記述により判断をしているわけではありません。)。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
30	11	26		住宅については、省エネルギー性に関する基準が既にいくつか存在しており、一つの基準のみについて言及すると、他の基準が排除または軽視されているとの印象を受ける。「省エネルギーに関する事業」の例として挙げられている「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」の中ほどに、「その他省エネルギー性能が高い住宅」を追加するか、または、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」を削除のうえ、「一定の基準に照らして、省エネルギー性能が高いと評価される住宅その他の建築物」に修正してほしい。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
31	11 16 21 22	26,28 15 16 3		我が国でのグリーンボンドの普及を目的にガイドラインを策定するのであれば、GBPでは言及されていないものの我が国で普及している認証について例示で言及すべきと考えられるため、省エネ建築物・環境不動産の認証例としてCASBEE、BELSについても例示すべき。 なお、LEEDは最低基準があるため、最低ランクの認証でも一定以上の高い性能を持つが、CASBEE、BELSの場合には最低ランクは標準以下の性能となるため、最低基準を示す必要があり、具体的には、環境省が関与されている環境不動産普及促進機構(Re-seed機構)における事業要件では、原則CASBEE AランクおよびBELS3ツ星以上とされており、これと整合性を保つべきと考えられる(下記リンクp.11のロと二)。	ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。
32	11	28		住宅金融支援機構が買取を行うフラット35Sの対象物件のように、省エネルギーに係る環境改善効果が期待される新築物件もあるので、例示における対象範囲を「既存建築物」に狭めない方がよいと考えられる。このため「既存建築物(事務所、工場、住宅等)」を「事務所、工場、住宅等」に変更してはどうか(同一表現となっている2箇所を共に変更)。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
33	12	9		「4)自然環境の持続可能な管理に関する事業…」の例として、(FSC認証の取得以外にも)森林資源の保全を促進するための事業が含まれるよう、文章を修正してほしい。	ご指摘の「林業者による森林経営支援」「森林資源の保全を促進するための事業」に関しては、具体的な事業内容が必ずしも明らかではなく、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの例として掲げることが適當か否かを判断することが困難であることから、原案のとおりとさせていただきます。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
34	13	24		地方債や財投機関債は、金商法第二章 企業内容等の開示に係る適用除外有価証券であり、目論見書は作成されていないので、代替対応として財投機関債における商品内容説明書に記載する対応等を含めて、具体的な対応方法を示して頂くことは、「我が国の特性に即した解釈」として、グリーンボンドの普及に繋がると考えられる。このため、地方債や財投機関債について「例示、解釈等」でよいので、事前説明に係る具体的な対応方法を示してほしい。	例えば、発行要項や商品内容説明書等に記載して説明すること等が考えられます。
35	13	24		「…法定書類その他の書類」には、関係する当事者間で交わされる契約書等も含まれるのではないか。グリーンボンド原則では、「the legal documentation for the security」とある。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
36	16	3		「規準」の項の記述は、その事業においてどの程度の環境改善効果を生み出すべきか、すなわち環境十全性を担保する内容になっていない。 「規準」の項では、環境改善効果があれば良い、というものではなく、環境問題の解決に実質的に資する事業への投資であることを担保する水準や考え方を明記すべきである。	ご指摘のような規準が設定されたグリーンボンドは先進的な事例として大変有意義なものと存じますが、国内におけるグリーンボンドの普及の観点からも、まずは、発行体が情報を開示し、投資家その他の市場関係者がその情報を活用してグリーンボンドを評価することを促進し、市場における評価と選択を通じてグリーンボンドに係る取組が発展していく環境を整備することが重要と考えております。
37	17	8		グリーンボンドが、環境という公共財(コモンズ)の適正な管理を促すことを目的とする以上、「発行体の内部プロセスによって統制を受ける」だけでは、そもそも環境問題を引き起こした構造的要因である市場の失敗・コモンズの悲劇に対処し、環境改善に持続的に寄与することは定義的に困難である。 発行体の内部統制による管理を必ずしも否定するものではないものの、ステークホルダーの意見や専門家の知見が使途決定を含めた資金の管理に実質的に関与し、「ステークを持つ」仕組みとなるよう、本ガイドラインでは明記すべきである。	本ガイドライン骨子案では、グリーンボンド原則と同様、投資家その他の市場関係者が発行体の対応の適切性を評価できるよう、発行体が情報をわかりやすく開示すべき旨を定めております。また、グリーンプロジェクトの適切性、プロジェクトの選定プロセスの適切性、調達資金の管理の適切性等について、外部機関によるレビューを推奨しているところです。これらの取組を通じて、第三者が、グリーンボンドの適切性を正しく評価することができるようになることが重要と考えております。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
38	18	7		証券化および証券化を含むストラクチャードファイナンス取引に国内では信託が多用されている実態を踏まえた記述とするため、「専らグリーンプロジェクトのみを事業として行うSPCの資金調達は…上記のような特別の追跡管理は不要と考えられる」とする文につき、信託を用いたスキームや証券化商品(GBPという“Green Use of Proceeds Securitized Bond”)を想定した記述も追加してほしい。	グリーンボンドにより調達される資金について第3章3に記載したような特別の追跡管理が不要と考えられる場合は、当該部分に記載したSPCの例以外にもあるものと考えられます。ご指摘の信託を用いたスキームや証券化商品については、国内にグリーンボンドの事例がほとんど存在しないことや、様々なストラクチャーが想定されることから、現時点において、特別の追跡管理が不要と考えられる場合を一概にお示しするのは困難と考えます。今後、これらの事例が実際に見られる状況になれば、当該事例も踏まえて検討していくことは重要であると考えております。
39	19	4		投資家の視点からすると、グリーンボンドも他の金融商品同様、資金効率や運用利回りといった投資パフォーマンス指標でみた場合の商品性や競争力を備えるべき。未充当資金の運用の考え方の一つとして安全かつ流動性の高い運用を指向することはあってはよいが、それのみで適切とはいえないのではないか。たとえば、安全資産以外にもグリーンボンドの趣旨や目的に反しない運用方法があつて、投資パフォーマンスの向上につながることが期待できるならば、そのような運用も認めるべきでは。このような観点から、「未充当資金の運用方法は、現金または現金同等物、短期金融資産等の安全かつ流動性の高い運用とすることが望ましい。」という記述は適切といえるのか。 また、「未充当資金の運用利回りが高くないことが～発行体が調達資金を早期にグリーンプロジェクトに充当するインセンティブにもつながる」とあるが、グリーンプロジェクトへの早期充当については、表明保証やコベナンツの運用等の他の方法で確保されるべきであり、資金効率を犠牲にしてこのようなインセンティブを確保することは、必ずしも妥当ではないのではないか。	グリーンボンドを含む債券では、条件決定をした時点で元本と利回りが確定していることから、発行体が未充当資金について有利な運用をしたからといって、投資家の投資パフォーマンスがよくなるわけではないと考えられます。なお、調達資金を早期にグリーンプロジェクトに充当するインセンティブになることについては、安全かつ流動性の高い運用方法を採用した場合の結果的な効果として記載しているものであり、当該方法を採用しなければならない理由として記載しているものではありません。
40	19	9		預金預け入れ先の金融機関を開示する事例がないため、「先進的な事例…」の文を削除してはどうか。	当該部分は、個別の金融機関名を開示することまで想定した記述ではございません。なお、当該部分で記載されている未充当資金の運用方法は、実例を踏まえたものです。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
41	20	1		「それ以外」の「それ」の内容が不明確である。グリーンボンド原則では、「全ての資金が充当された後には随時」という趣旨の記載がある。 また、「全ての資金が充当される」前であっても、証券の価格に影響を及ぼす重要な情報は開示(又は説明)することが必要である。	「それ」の部分につきましては、ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。 また、本ガイドライン骨子案は、グリーンボンドのグリーン性に焦点を当てて整理したものであり、債券としてのリスクについては整理の対象としておりません。本ガイドライン骨子案に記載される情報開示は、その開示をもって、金融法制、取引所の制度、自主規制機関の制度等への適合を無条件に確保するものではありません。本ガイドライン骨子案の記載にかかわらず、これらの諸制度が求めるところに従って情報開示を行うことが前提です。ご趣旨を踏まえ、上記事項を追記させていただきます。
42	20	27		「差し支えない」と書くと、別の制度で要求されている開示との関係上誤解を生じさせる可能性がある。記述ぶりに留意すべき。	ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。
43	20	33		個別プロジェクト単位で開示をしない場合の開示例であることを明記すべき。	ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。
44	22	20		外部機関によるレビューに必ずしも拘らないグリーンボンドの認証作り。例えば、環境省がグリーンボンドとしての「お墨付き」を与えるような仕組みづくりを検討してもらいたい。	ご指摘の通り、国内における外部機関によるレビューについては、今後の課題と認識しております。
45	22	27		「レビューを活用することが特に有用」と「レビューを活用することができる」の2箇所の例示は内容的に類似している点も多く、また、これらを厳密に分けて記載する必要性は高ないと考えられるため。前者はカットして、【レビューを活用することができる事項】(P23)に含めて記載してはどうか。	ご指摘の箇所は、性質の異なる対象について言及しているため、統合することは難しいと考えます。
46	22	27		大企業など、海外市場での調達余地のあるケースも想定され、投資家のデューディリジェンス負担を軽減するためのレビューの位置づけを例示することには意義があると考えられることから、そのような場合を「レビューを活用することができる」に追加してはどうか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
47	23	9		「改めてレビューを受けることは不要である」とあるが、外部機関がレビューの規準や内容を変更している場合も考えられる。慎重な記述が必要ではないか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
48	23	17		記載されている内容が、「例示、解釈等」を示していることを明確にした方がよいと考えられるため、「以下のようなものがある。」を「以下のようなものがあると考えられる。」に変更してはどうか。	ご趣旨を踏まえ、修正させて頂きます。
49	24	4		グリーンボンド原則との整合性をはかるという観点で、外部機関によるレビューに関する情報の開示のフォーマット等について、グリーンボンド原則と平仄を合わせるべきである。 外部機関評価の開示を促進すべきであり、また、できれば横並びの開示が行われることが望ましいと考えるが、一方で評価のやり方や評価軸については各評価機関に任されるべきものであり、評価内容や評価基準の開示方法を画一的に定めることは行うべきではない。	本ガイドラインでは、グリーンボンド原則に係るフォーマットを含む特定のフォーマットによる情報開示を推奨しているわけではありません。また、評価内容や評価規準についても、画一的なものは定めておりません。一方、レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかをわかりやすく明確に示すことは重要であると考えております。
50	24	表		表中の「評価内容」の列に記載されている項目は、【レビューを活用することができる事項】と同一の内容となっているため、外部機関が作成する書面において、本表をそのままレビューの結果に係る文書等に記載することが強く求められているとの印象を受ける。このため、表の行を減らす形で変更を行ってはどうか。	本表をそのままレビューの結果に係る文書等に記載することを求めるものではなく、あくまで記載例であることを明記させていただきます。
51	24	表		評価基準に関して、具体的な基準の添付が強く求められているとの印象を受ける。個別項目毎の評価基準は外部機関のノウハウであり、詳細な開示は難しい可能性があるため、表中の「具体的基準を添付」という記述を「可能な場合には具体的な基準を添付することが望ましい。」と変更してはどうか。	どのような評価規準に照らして評価が行われたかを明確に示すことは望ましいと考えられますが、ご趣旨を踏まえ、「推奨する事項」であることが明確になるように修正いたします。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
53	25	14		「専門的知見」の小見出しのあるところの、5行目に「②調達資金の管理に関する財務・会計監査等の専門的知見」という記述について、本骨子案4頁のGBPのコア・コンポーネントについて「4つすべてに対応しなくてもいい」との記述の趣旨に沿うと、仮に「調達資金の管理」を実施しない場合でも、このガイドライン上はグリーンボンドとして認められると考えられるが、その場合は評価者の条件として「財務・会計監査等の専門知見」は不要になると考えられる。また、同頁最下段には、「本ガイドラインは、グリーン性に焦点を当てたので、債券としてのリスクについては整理の対象としていない」と明記してある。そだだとすると、この「財務・会計監査等の専門知見」という指摘は、何を指すことになるのか。	ご指摘の箇所は、「外部機関が、調達資金の管理やグリーンプロジェクトへの充當に係るレビューを付与する場合には、財務・会計監査等の専門的知見があることが望ましい」という趣旨です。ご指摘を踏まえ、この趣旨が明確となるよう、修正させていただきます。なお、本ガイドライン骨子案では、「…環境改善効果の評価やレポートингが十分ではなくとも、調達資金が環境改善効果のある事業に確實に充当されるのであれば、発行体が本ガイドラインを参考にして試行的に債券を発行し、将来の、本ガイドラインに準拠したグリーンボンド発行に向けた知見を蓄積することは、グリーンボンドの普及という本ガイドラインの目的に照らして有効であると考える。」との立場に立っているものであり、このような債券をグリーンボンドと認める、といった趣旨の記述はされておりません。
52	25	22		資本関係からの第三者性について、「会社」以外の企業や個人事業主については第三者性が問題にならないようにも読める。また、実質的に会社が支配関係にある場合でも、日本の会社法上の規準では、「親子会社」の定義から外れてしまう。 人的関係についても、支配企業の従業員が従属企業の役員である場合が入らないようにも読める。	この部分にあげられている場合は、あくまで例示であり、これら以外でも第三者性が確保されているとはいえない場合はあるものと考えられます。ご趣旨を踏まえ、例示であることが容易に理解されるように配慮した記述に修正いたします。
54	25	30		「委員会設置会社」は、「指名委員会等設置会社」に修正すべきではないか。	ご趣旨を踏まえ修正させて頂きます。
55	25	30		「指名委員会等設置会社の取締役が執行役を兼ねている場合、業務執行者が他方の会社の役員を兼ねることができることになってしまうのではないか。」	指名委員会等設置会社の取締役が執行役を兼ねている場合には、その者は「委員会設置会社における執行役」に当たり、当該部分の記述における「役員」に当たるものと考えられます。したがってこの者が他方の会社の役員を兼ねる場合、第三者性が確保されるとはいえないと考えられます。

## 「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
56	26-27		モデルケース	<p>ケースを6例挙げているが、家計・消費者・住宅の視点が不足しているように思える。家計・消費者・住宅と密接に関係するケースを少なくとも1例は挙げて欲しい。</p> <p>たとえば、「&lt;case 2&gt;」について、「再生可能エネルギー事業に融資を行う金融機関が、融資の原資を調達するケース」とある箇所につき、住宅ローンやリフォームローンに係る文言を追加すべき。</p> <p>あくまで例示との位置づけであっても、限定的に解釈する読者が想定されることから、過度に限定的な例示は好ましくないと考える。</p>	<p>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においてもネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及が位置づけられており金融面からもこうした取組を支援する必要があることから、ご趣旨を踏まえ、モデルケースを修正することいたします。</p> <p>また、モデルケースが限定的に解釈されることを防ぐため、あくまで例示である旨を明記することいたします。</p>
57	26-27		モデルケース	<p>グリーン「不動産」ボンドの市場を育成するためには、一般事業会社だけではなく、不動産会社、政府機関・地方自治体、金融機関による発行も促進することが重要と考えられる。これを踏まえ、モデルケースとして、不動産事業者が省エネ・環境性能の高い賃貸用建築物を新築・改修する場合や、金融機関等が省エネ・環境性能の高い建築物の新築・改修に係る融資等に充当する資金を調達するケースも含めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の事例のうち前段は、発行体の性質が異なるものの、自社所有の建築物の新築・改修という意味合いにおいて、Case4と同様と考えられます。また、後段につきましては、ご指摘を踏まえCase2を修正させていただきます。なお、一般事業会社だけでなく、不動産会社、金融機関、地方自治体を含む公的機関によるグリーンボンドの発行を促進することが重要である点につきましては、ご認識のとおりと存じます。</p>
58	26-27		モデルケース	<p>モデルケースに、以下のケースも追加してほしい。</p> <p>A)省エネ住宅(=環境配慮型住宅)の建築・リフォーム資金を調達するケース      B)省エネ住宅(=環境配慮型住宅)建築・リフォーム向け融資の原資を調達するケース</p>	<p>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においてもネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及が位置づけられており金融面からもこうした取組を支援する必要があることから、ご指摘を踏まえ、モデルケースを修正することいたします。</p>

「グリーンボンドガイドライン2017年版(仮称)骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	ご意見の概要	回答
59	26-27		モデルケース	<p>以下の内容の追加をお願いしたい。</p> <p>◇省エネルギーに関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ性能の高い住宅に対する融資(住宅ローン)を行う金融機関等が融資の原資を債券等により調達するケース。</li> <li>・省エネ性能の高い住宅に対する複数の融資債権等(住宅ローン)を担保として証券化商品を発行するケース</li> <li>・省エネ性能の高いもしくは環境に配慮しているビル、商業施設、物流施設等への融資もしくは投資を行う金融機関、投資法人等が融資もしくは投資の原資を債券等により調達するケース。</li> <li>・省エネ性能の高いもしくは環境に配慮しているビル、商業施設、物流施設等への融資債権等を担保として証券化商品を発行するケース</li> </ul> <p>◇クリーンな運輸に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンな交通(低公害車、クリーンエネルギーを利用する輸送手段、有害物質の発生抑制のためのインフラ整備を含む)の製造、建設のために債券等により資金調達するケース</li> </ul>	<p>省エネ性能の高い建築物の取得、省エネ性能を高めるための既存建築物の改修のための資金に係る融資債権等に関して、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においてもネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及が位置づけられており金融面からもこうした取組を支援する必要があること、及び、海外においても証券化商品の事例が見受けられることから、ご趣旨を踏まえ、モデルケースを修正することいたします。</p> <p>なお、モデルケースは「第3章1. 調達資金の使途」で例示されている内容を網羅するものではありませんが、限定的に解釈されることを防ぐため、あくまで例示である旨を明記することいたします。</p>
60	27	10		本ガイドラインについて、GBPの更新時にも改定が行われることが望ましいと考える。	環境省において、今後の業務の参考とさせていただきます。